

第 6405 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 3月 25日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 印紙を間違えて過大に貼り付けた場合

**Q** : 印紙を過大に貼り付けてしまいました。どのような取扱いになりますか？

**A** : 次のような取扱いになります。

### 【解説】

過大に収入印紙を貼り付けてしまったような場合で次のような場合は、印紙税の過誤納金として還付対象になります。

- ① 請負契約書や領収書などの印紙税の課税文書に貼り付けた収入印紙が過大となっているもの
- ② 委任契約書などの印紙税の課税文書に該当しない文書を印紙税の課税文書と誤認して収入印紙を貼り付けてしまったもの
- ③ 印紙税の課税文書の用紙に収入印紙を貼り付けたものの、使用する見込みのなくなったもの

還付を受ける場合は、「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記入のうえ、納税地の税務署長に提出します。

なお、収入印紙は、印紙税の納付だけでなく、登録免許税や国への手数料の納付などにも使用されますが、登録免許税や特許手数料を納付するために収入印紙を貼り付けたような場合には、たとえ誤って貼り付けたものであっても還付対象にはなりません。

また、還付金に係る請求権は、その請求をすることができる日から5年を経過することによって消滅しますので、文書を作成した日から5年を経過したのもも還付対象にはなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】